

障害者差別解消法施行にかかる本市の取り組みについて

1. 神戸市「障害を理由とする差別に関する相談窓口」開設

平成 28 年 4 月より、専用電話を設置し、障害を理由とする差別に関する相談窓口を開設し、2 名の相談員が、電話、メール、FAX で相談に対応している（窓口相談は事前予約制）。
（相談窓口案内チラシ参照）

2. 広報啓発

障害者差別解消法の施行について、市民に広く周知するため、市の広報紙やホームページの他、諸機関の広報紙への記事掲載、啓発カード入りティッシュの作成など、広報啓発に取り組んでいる。

（例）神戸新聞（H25.12.3 朝刊）（H27.12.3 朝刊）（啓発記事掲載）

広報紙 KOBE3 月号折込（4 面）（H28.3 月号）（啓発記事掲載）

婦人神戸（H25.11.28 号）（H27.11.28 号）（H28.4.15 号）（啓発記事掲載）

障害者差別相談窓口案内チラシ作成

障害者差別解消法・窓口啓発カード入りティッシュ作成

内閣府「障害者差別解消法」リーフレット（増刷）

婦人会会長研修会 チラシ・リーフレット配布

しあわせの村だより 5・6 月号（相談窓口の案内）、7・8 月号（啓発記事掲載）

神戸商工だより（神戸商工会議所情報紙 8 月号）（啓発記事掲載）

神戸市「障害者差別解消法」リーフレット（作成中）

ほか

3. 研修講師派遣

各区自立支援協議会等における障害者差別解消法に関する研修の実施にあたり、弁護士・学識経験者等を研修講師として派遣している。

4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する神戸市職員対応要領（神戸市職員対応要領）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）は、地方公共団体等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとしている（法第 10 条）。

これを受け、神戸市として統一的な考えのもと、全職員が必要な取り組みを実施できるよう、障害者施策推進協議会の制度分科会においてもご意見を伺い、神戸市職員対応要領を策定した。

また、障害者差別解消法の趣旨や本要領について、市職員が理解を深め適切に対応できるよう、全職員向け（地方独立行政法人及び外郭団体も含む）の研修を実施している。